

府 共 第 2 8 5 号 の 2
平 成 2 5 年 5 月 3 1 日

各 都 道 府 県 知 事 殿
各 政 令 指 定 都 市 市 長 殿

内閣府男女共同参画局長

男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針について（依頼）

男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）に基づく第 3 次男女共同参画基本計画（平成 22 年 12 月 17 日閣議決定）においては、第 2 部第 14 分野 4 アに「地域防災計画等に男女共同参画の視点や高齢者・外国人等の視点が反映されるよう、地方公共団体に対して要請するなど、その推進を図る」とされています。

また、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づく防災基本計画（平成 24 年 9 月 6 日中央防災会議決定）においては、「防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある」とされています。

東日本大震災では、男女共同参画の視点が反映されていないことにより、避難所や仮設住宅等において様々な問題が顕在化しました。災害時に男女共同参画の視点から対応するためには、平常時からの取組が重要であることが明らかとなりました。

これらを踏まえ、地方公共団体における自主的な取組を推進する観点から、内閣府において、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を作成しました。

各地方公共団体においては、本指針を活用し、男女共同参画の視点からの平常時から防災・復興体制を整備するとともに、災害時には必要な対応をしていただくようお願いいたします。また、都道府県におかれましては、貴管内市町村、関係機関・団体に対して、政令指定都市におかれましては、関係機関・団体に対して広く周知されるようお願い申し上げます。

<別添> 男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針

男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針 解説・事例集